

## 少年法の適用年齢引下げに再度反対する会長声明

- 1 法務省の法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会では、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることの是非及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇策に関する議論が進められている。
- 2 当会は、2015（平成27）年7月10日に「少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明」（以下「2015年当会声明」という。）を発表し、①法律の適用年齢は法律の立法趣旨や目的ごとに個別具体的に検討されるべきであること、②現行少年法の理念や取組みが18歳以上20歳未満の少年には機能していないと認めるべき立法事実はないこと、③仮に適用年齢を引き下げれば少年の更生の機会を奪い再犯リスクを高める結果にもなりかねないことから、反対の立場であることを表明している。
- 3 2018（平成30）年6月に民法の成年年齢を18歳に引き下げる内容の民法の一部改正法が成立したが、飲酒・喫煙・公営ギャンブルの可能年齢は必ずしも引下げを要しないと考えられているように、法律の適用年齢は法律の立法趣旨や目的ごとに個別具体的に検討されるべきである。

少年法の適用年齢については、2015年当会声明で述べたとおり、子どもの最善の利益と犯罪予防などの社会全体の利益を実現する観点から、精緻な立法事実の検証がなされるべきである。

- 4 現行少年法は、家庭等の環境上の問題により様々な課題を抱える少年に対して、専門的な知見に基づいてきめ細やかな対応をすることによって、再犯の防止を図ろうとするものである。

近時、親から子どもに対する虐待事例が多数発生している。2015年当会声明で「親から虐待を受けた結果、自分を大切な存在であると思えなくなり、自傷他害などの問題行動や、他者とのコミュニケーションに課題を抱え、社会的自立が困難な若年者が増加している」と述べたが、それから約4年経過した現在、このような指摘が妥当する状況であることには変わりはなく、むしろますます深刻となっているように感じる。

よって、このような現代の若年者を取り巻く状況を見れば、その適用年齢を20歳未満とした現行少年法の立法事実は、今なお存在するといえる。

- 5 現行少年法では、家庭裁判所に送致された全ての事件について、家庭裁判所調査官による調査が実施される。家庭裁判所調査官は心理学や教育学を学んだ専門職で、少年の成育歴から非行事実まで様々な事実を把握したうえで処遇に対する意見を述べる。

また、現行少年法では、少年が少年院に収容された場合、健全育成を目的とした教育を受けられる。少年院では、1日24時間、あらゆる生活場面が指導の対象となっており、法務教官からプライバシーにも踏み込んだ指導がなされる。

仮に、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げれば、18歳以上20歳未満の少年は、成人と同様の刑事手続で処分され、上記のような家庭裁判所調査官による専門的調査や、

少年院での手厚い教育を受ける機会を失うことになる。これでは、少年の更生の機会を奪い、少年の再犯リスクを高める結果にもなりかねない。

- 6 また、依然として、少年犯罪が増加・凶悪化しているとして、それを前提に少年犯罪について厳罰化すべきという指摘がなされることがあるようである。

しかし、凶悪事件は増加していないし、平成30年版警察白書によると触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員はいずれも減少傾向にある。

よって、このような指摘は、前提を誤っており、当たらない。

- 7 なお、上記部会では、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げた場合に刑事手続で処分されることになる18歳・19歳について、「若年者に対する新たな処分」を検討している。これは、起訴猶予となった18歳・19歳を家庭裁判所の手続で保護観察等に付する制度であるが、次のとおり、理論的側面からも実効性の面からも課題が大きい。

理論的側面からは、少年法の適用年齢を引き下げることで少年法の対象外としておきながら、他の成人と別に扱う根拠が不明と言わざるを得ない。また、処分の内容として少年院送致に類似した施設収容処分の可否も検討されているが、起訴猶予となった程度の行為責任なのであるから、理論上、自由を強度に制約する施設収容処分を認めることはできないはずである。

実効性の面からは、施設収容処分が許されず不利益処分と言っても保護観察にとどまるとなった場合、対象者が真摯に手続きに対応しないおそれがある。施設収容される可能性がなければ、対象者が手続きに任意に出頭し、手続を通じて反省を深めることは期待しにくい。

よって、「若年者に対する新たな処分」を創設する意義が見出せない。

- 8 以上のとおり、18歳以上20歳未満の少年についても現行少年法が機能している現状において、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げる必要性はなく、むしろ弊害が大きいものであるから、当会は、少年法の適用年齢を現行の20歳未満から引き下げること、改めて、強く反対する。

2019年3月28日

徳島弁護士会

会長 堀 井 秀 知